

居宅療養管理指導サービス提供に係る重要事項説明

- 1 指定事業者名 さくら薬局 黒田店
指定事業者番号 3240141402号
所在地 島根県松江市黒田町423-2
- 2 当薬局の営業日・営業時間はHPの記載の通りです。
- 3 提供するサービスについて
 - ・当薬局は居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導を実施しています。
- 4 事業の目的と運営方針について
 - ・要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必用と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。
 - ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
 - ・上記の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 5 従業員の職種・人数について
 - ・当薬局は居宅療養管理指導に従事する薬剤師を配置し、従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行い、その数は、居宅療養管理指導を行う利用者数および保険薬局に通常業務等を勘案し必要数としています。
 - ・管理者は、当薬局の管理薬剤師としています。
- 6 利用料について
 - ①単一建物居住者が1人の場合 518円/回 (月4回まで)
 - 単一建物居住者が2人～9人の場合 379円/回 (月4回まで)
 - 単一建物居住者が10人以上の場合 342円/回 (月4回まで)
 - ※ただし、特殊な患者様の場合は1週に2回かつ月8回を限度とします。
 - ②特殊な薬剤が使用されている場合 1回につき100円が①に加算されます。
 - ③臨時・緊急時の居宅療養管理指導は医療保険が適用されます。
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料
1割負担の場合 1回 500円 (月4回まで)
 - *上記の利用料の他、医療保険制度に伴い、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部もご負担いただくことになります。
- 7 その他
 - ・利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことは致しません。
 - ・緊急時等の体制として、携帯電話により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。(当薬局の携帯電話番号080-1916-2584におかけください。)
 - ・必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。
 - ・当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談がある場合、当薬局までご連絡ください。